

## 弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準

2018年（平成30年）12月14日  
日弁連リーガル・アクセス・センター

弁護士費用保険は、自己の権利を守るために弁護士を利用したい者に対して、保険の考え方を取り入れ、少ない保険料で相応の弁護士報酬額を保険金によって賄うことができるように、制度設計されたものである（共済の場合においては、「保険」とあるのを「共済」と読み替える。以下同じ。）。この保険により、少額事件のように費用倒れになるために権利を確保できなかった事案に対しても、弁護士の業務として成り立つ程度の費用が確保できることになり、法による紛争の解決を図ることができる社会に少しでも近づくことができる状況が整いつつある。しかしながら、このような制度も報酬の支払が円滑になされることが重要な要素となっており、そのためには、弁護士の報酬に関する状況をよく理解している弁護士会が関与することが重要である。その保険金の円滑な支払のためには、一定の基準に準じているものについては原則として問題ないものとして扱えるような基準があることが重要であり、そのようなものとして作成されたものがこの基準である。したがって、保険金支払に関しては、最低でもこの基準を尊重した保険金支払を期待するものである。

注意すべきは、この基準は弁護士報酬そのものを算定するための基準というわけではなく、あくまでも保険金支払に関して問題がない範囲の基準を示しているにすぎないものである点である。したがって、個々の弁護士又は弁護士法人が定める報酬基準に従い、この基準を超える報酬契約をすることは差し支えないが、この基準により算定される保険金を超える報酬に関しては、保険金としてではなく事件依頼者の負担となる可能性が高いため、その点を依頼者に対して十分説明するとともに、契約書等において確認・明記をすることが必要である。

なお、弁護士会が関与する紛争処理機関（公益財団法人日弁連交通事故相談センター等）がこの基準と異なる基準を採用している場合であって、当該紛争処理機関の手続を経て受任するときは、それぞれの基準を尊重し、依頼者や保険会社と協議することが必要である。

また、保険商品の内容は協定各社によってそれぞれ異なるため、この基準には商品によっては保険金支払の対象とならない項目もあるので、留意されたい。

## 第1条 総則

### 1 (弁護士報酬の種類)

弁護士報酬は、受任弁護士による個別の名称のいかんに関わらず、以下の用語の意義に従って、法律相談料、着手金、報酬金、時間制報酬、手数料及び日当とする。

(1) 法律相談料 依頼者に対して事件受任以前に行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。なお、事件受任後は、着手金・報酬金方式、時間制報酬方式又は手数料方式のいずれかによることとなるため、法律相談料は発生しない。また、出張相談については別に定める。

### (2) 着手金・報酬金方式

・着手金 事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。

・報酬金 事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。

注①：着手金・報酬金方式を採用した場合には、時間制報酬方式、手数料方式は同一の事故・事件で併用することはできない。ただし、例外として第2条第6項(1)及び(2)の手数料方式は、併用することができる。また、同条第6項(3)及び(4)の手数料方式は、着手金・報酬金方式での受任の前段階として行う場合には、それぞれ併用することができる。なお、「同一事故」とは発生日時、発生場所及び事故当事者（複数含む）などを同じくする社会的事実としての事故をいい、「同一事件」とは、発生した事故についての被害者毎の請求事件をいう（以下、同旨）。

注②：事件受任後は、法律相談料は別途発生しない。

### (3) 時間制報酬（タイムチャージ）方式

・時間制報酬 1時間当たりの委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額により計算される弁護士報酬をいう。

注①：時間制報酬方式を採用した場合には、着手金・報酬金方式、手数料方式を同一の事故・事件で併用することはできない。ただし、例外として第2条第6項(3)及び(4)の手数料方式は、時間制報酬方式での受任の前段階として行う場合には、それぞれ併用することができる。

注②：時間制報酬方式と日当は併用できない。

注③：事件受任後は、法律相談料は別途発生しない。

### (4) 手数料方式

・手数料 原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。

注：事件受任後は、法律相談料は発生しない。

(5) 日当 弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）

の対価をいう。

## 2 (実費等)

実費等とは、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金及びこれらに準ずるもので、弁護士が委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた費用をいい、この実費等は以下に定める弁護士報酬に含まれないものとする。

## 第2条 弁護士報酬の保険金の計算方法

1 弁護士費用保険における保険金の支払額の計算は、以下の基準により受任弁護士が受けることができる金額を尊重してなされるものとする。

### 2 法律相談料

法律相談料は、相談時間1時間までを1万円とし、以降は超過15分までごとに2,500円の法律相談料を請求することができる。

注：法律相談中に利益相反等が判明し法律相談が継続できない場合には相談時間にかかわらず、法律相談料に代えて5,000円を請求することができる。

### 2-2 出張相談について

#### (1) 出張相談の実施

法律相談は、相談担当弁護士の事務所又は所属弁護士会の施設内で実施することを原則とするが、相談者が障害・疾病・高齢等の原因で移動困難な場合で緊急性がある等、特に出張相談を実施すべき事情があると認められる場合に、出張相談を実施することができる。

#### (2) 出張法律相談料

- ① 出張相談の法律相談料は、法律相談に要する時間が1時間以内のとき、移動に要する対価（日当）を別に要求しないこととして、3万円とする。
- ② 法律相談に要する時間が1時間を超える場合、超過15分までごとに2,500円の法律相談料を請求することができる。
- ③ 移動に要する経費は、上記①②とは別に実費を請求できる。
- ④ 相談担当弁護士は、上記基準によらず、通常法律相談料（1時間以内、1万円）と共に、第2条第7項で規定する日当を請求することもできる。また、所属弁護士会において別個の取扱いがある場合は、それによることもできる。

## 3 着手金

弁護士費用保険に係る事件の受任における着手金は、原則として、弁護士が被保険者から依頼を受け、委任事務を処理すべき事故等について、受任時の資料により計算される賠償されるべき経済的利益の額（既払金、保険会社からの書面による事前支払提示額及び簡易な自動車賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の請求（損害賠償請求権の存否及びその額に争いが無い場合の請求をいう。）により支払が予定される部分は控除する。ただし、控除した既払金及び保険会社からの書面による事前提示額に含まれるもの以外の自賠責保険相当部分は、当該弁護士が自賠責保険に請求したか否かにかかわらず、別途、第2条第6項(1)の基準により手数料方式として請求することができる。）を基準として、以下のとおりとする。

- ・ 経済的利益の額が 125 万円以下の場合 10 万円
- ・ 300 万円以下の場合 経済的利益の 8%
- ・ 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 経済的利益の 5% + 9 万円
- ・ 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 経済的利益の 3% + 69 万円
- ・ 3 億円を超える場合 経済的利益の 2% + 369 万円

ただし、事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、上記の金額が不相当であると認められる場合は、疎明資料を示し、受任弁護士と依頼者が協議の上、上記の着手金を 30% の範囲で増額することができる。

#### 4 報酬金

(1) 報酬金は、弁護士の委任事務処理により依頼者が得られることとなった経済的利益の額（既払金、保険会社からの事前支払提示額及び簡易な自賠責保険の請求により支払が予定される部分は控除する。ただし、既払金及び保険会社からの事前提示額に含まれるもの以外の自賠責保険相当部分は、手数料を既に受領した場合を除き、当該弁護士が自賠責保険に請求したか否かにかかわらず、別途、第 2 条第 6 項(1)の基準により手数料方式として請求することができる。）を基準として以下のとおりとする。

- ・ 経済的利益の額が 300 万円以下の場合 経済的利益の 16%
- ・ 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 経済的利益の 10% + 18 万円
- ・ 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 経済的利益の 6% + 138 万円
- ・ 3 億円を超える場合 経済的利益の 4% + 738 万円

ただし、委任事務の終了時において、委任事務処理の難易等の事情により、上記の金額が不相当であると認められる場合は、疎明資料を示し、受任弁護士と依頼者が協議の上、上記の報酬金を 30% の範囲で増額することができる。

(2) また、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

#### 5 時間制報酬（タイムチャージ）

(1) 弁護士が受任事件を処理する場合の弁護士報酬については、依頼者と協議の上、時間制報酬の定めをすることができる。

(2) 時間制報酬については、次のような定めを原則とする。

- ① 所要時間当たり 2 万円
- ② 1 事件当たり所要時間 30 時間（時間制報酬総額 60 万円）を一応の上限とし、所要時間がこれを超過する現実の可能性が出てきた場合には、別途依頼者及び保険会社と協議する。

(3) 時間制報酬を採用する場合には、原則として、依頼者に対し、毎月 1 回の割合により、執務内容・時間について報告を行うものとし、保険会社は依頼者を通じて報告書の提出を受ける都度、弁護士に支払を行う。

#### 6 手数料

手数料については、以下の額とする。

(1) 事案簡明な自賠責保険の請求における手数料額は、自賠責保険により支払が予定される金額又は自賠責保険からの給付金の額が 150 万円以下の場合には 3 万円、150

万円を超える場合は自賠責保険により支払が予定される金額又は自賠責保険からの給付金の2%とする。

- (2) 証拠保全の手数料は、20万円に本条第3項で計算された着手金の10%相当額を加算した額とし、本案事件と併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。
- (3) 法律関係の調査の手数料は、一件につき5万円とする。ただし、特に調査に労力を要する場合は、10万円以下の範囲で手数料を増額することができる。
- (4) 内容証明郵便作成の手数料は、弁護士名を表示しない場合は2万円、弁護士名を表示する場合は、作成内容の難易により3万円以上5万円以下とする。

## 7 日当

受任弁護士が委任事務処理に当たり遠方に移動する必要がある場合は、日当を受けることができる。なお、日当に対して給付される保険金の基準額は別に定める「弁護士費用保険（権利保護保険）制度における日当支払基準」によるものとする。

## 第3条 着手金及び報酬金の計算における特則

### 1（示談交渉と訴訟等の関係）

- (1) 受任弁護士が、同一の事件に関し、示談交渉から引き続き、調停・仲裁センター等への申立て・訴訟事件を受任するときは、別途着手金を受けることができる。ただし、その着手金は、前条によって計算される着手金の4分の1を上限とする。
- (2) 受任弁護士が、同一の事件に関し、調停・仲裁センター等への申立てから引き続き訴訟事件を受任するときは、別途着手金を受けることができる。ただし、その着手金は、前条によって計算される着手金の4分の1を上限とする。
- (3) 受任弁護士が、同一の事件に関し、第1審から引き続き、控訴審・上告審事件を受任する場合には、別途着手金を受けることができる。ただし、その着手金は、前条によって計算される着手金の4分の1を上限とする。
- (4) 受任弁護士が、同一の事件に関し、調査事件から引き続き、示談交渉・調停・仲裁センター等への申立て又は訴訟事件を受任するときは、別途着手金を受けることができる。ただし、その着手金は、前条によって計算される着手金の額から調査事件の手数料を差し引いた金額とする。その調査事件について受任弁護士が調査結果に関する意見書等を提出していた場合には、着手金の額から手数料額を差し引かない。
- (5) 受任弁護士が、同一の事件に関し、事件の解決までに、示談交渉、調停及び仲裁センター、第一審、控訴審、上告審等複数の手続を受任する場合（保全命令申立事件及び民事執行事件を除く。）には、全ての手続を通じての着手金の合計額は、前条によって算出される着手金の1.5倍を超えることができない。ただし、通常想定される範囲を超える事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の煩雑さ等を受任弁護士が疎明した場合は、この限りでない。

### 2（保全命令申立事件等）

- (1) 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第2条第3項の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋

- 又は口頭弁論を経たときは、同規定により算定された額の3分の2を着手金とする。
- (2) (1)の事件が重大又は複雑であるときは、第2条第4項の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
  - (3) 保全命令申立事件のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第2条第4項の規定に準じて報酬金を受けることができる。
  - (4) 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、本条第3項の民事執行事件の規定を準用する。
  - (5) (1)の着手金、(2)の報酬金並びに(4)の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取ることができる。
  - (6) 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。

### 3 (民事執行事件等)

- (1) 民事執行事件の着手金は、第2条第3項の規定により算定された額の2分の1とする。
- (2) 民事執行事件の報酬金は、第2条第4項の規定により算定された額の4分の1とする。
- (3) 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第2条第3項の規定により算定された額の3分の1とする。
- (4) 執行停止事件の着手金は、第2条第3項の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同規定により算定された額の3分の1とする。
- (5) (4)の事件が重大又は複雑なときは、第2条第4項の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。
- (6) 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とする。
- (7) 取立訴訟の着手金は、第2条第3項の規定により算定された額の30%を上限として、民事執行事件とは別に受けることができる。
- (8) 取立訴訟の報酬金は、第2条第4項の規定により算定された額の30%を上限として、民事執行事件とは別に受けることができる。

## 第4条 消費税の取り扱い

現実の保険金の支払に当たっては、この基準によって計算された弁護士報酬に消費税相当額を加算するものとする。

## 第5条 源泉徴収の取扱い

現実の保険金の支払に当たって、保険会社から直接弁護士に支払がなされる場合には、保険会社において源泉徴収を行うものとする。

## 附 則

この基準は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条第 1 項、第 2 条第 4 項から第 7 項までの改正規定は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

前文、第 2 条第 1 項、同第 3 項、同第 4 項、同第 6 項及び第 3 条第 1 項から第 4 項までの改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

第 2 条第 2-2 項第 1 号、第 4 項第 1 号及び第 7 項までの改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 前文及び第 1 条から第 5 条までの改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に初めて委任契約を締結する事件に適用する。

附 則

前文及び第 1 条から第 3 条までの改正規定は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

前文及び第 1 条から第 5 条までの改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 弁護士費用保険（権利保護保険）制度における日当支払基準

2018年（平成30年）12月14日  
日弁連リーガル・アクセス・センター

（総則）

- 1 日本弁護士連合会の弁護士費用保険（権利保護保険）制度の運用に当たっては、事件処理のために必要又は有益な事務処理に伴う移動に関する日当（弁護士が、受任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されることの対価をいう。）及び交通費（宿泊費を含む。以下同じ。）は保険金給付の対象となる。

（日当及び交通費の支払対象）

- 2 弁護士の事務処理に伴う移動が、日当及び交通費の支払の対象となるのは、次に掲げる場合とする。
  - (1) 事件処理のために必要又は有益な事務処理に伴う移動であることを弁護士が疎明した場合
  - (2) 依頼者居住地又は依頼者居住地に隣接する弁護士会に所属する弁護士及び弁護士費用保険（権利保護保険）の紹介制度により紹介した弁護士が、次に掲げる事務処理をした場合
    - A 裁判所又は公的紛争機関の期日への出席
    - イ 現地調査
  - (3) 日当及び交通費の支払につき事前に保険会社と合意した場合

（保険金の基準額）

- 3 日当に対して給付される保険金の基準は、次の各号に掲げる移動による合理的拘束時間（乗継等の待機時間を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、委任事務処理が複数日にわたる場合は、各日単位の移動による拘束時間に応じて、それぞれ計算して得た額を合算する。
  - (1) 往復2時間を超え4時間まで 3万円（消費税別途）
  - (2) 往復4時間を超え7時間まで 5万円（消費税別途）
  - (3) 往復7時間を超える場合 10万円（消費税別途）

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第3項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

前文及び第1項から第2項までの改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

## 時間制報酬に関する留意事項

2018年（平成30年）12月14日  
日弁連リーガル・アクセス・センター

交通事故において軽微な物損事故がその多くを占めるところ、依頼者の経済的利益を基準として報酬を決定すると、弁護士の執務量に比して報酬額が極めて低額になり、弁護士が受任を躊躇するおそれがあるため、そのような事態を避けるべく、弁護士の執務量に配慮して報酬を定めることが可能になるよう、協定保険会社等の理解を得て時間制報酬方式を採用することにしたものである。

他方、弁護士費用保険制度は弁護士の高い専門性と高い倫理性に対する信頼を基礎として成り立っているところ、特に時間制報酬については、依頼者や保険会社等が執務時間及び内容について検証する手段が限られており、原則として弁護士の自己申告によるものであることから、より一層弁護士の専門性・倫理性が求められるといえる。適正な保険金の請求及び時間制報酬方式の健全な運営を実現するため、留意すべき事項を以下のとおり確認する。

### 1 時間制報酬の対象となる執務について

(1) 弁護士自らが法律事務を処理するために要する時間をいう。

(法律事務に含まれる事務の例)

書面作成、裁判所への出頭（移動時間を含む。）、依頼者等との打合せ、相手方との交渉、法律関係調査、事実関係調査（移動時間を含む。）等

(法律事務に含まれない事務の例)

書面のコピー、郵便物の投函等

(2) 執務内容報告書（書式 G-2-1, G-2-2）の作成にかかる時間等保険金の請求のためにかかる時間は含まない。

(3) 支払われる保険金は、弁護士1名が執務することを前提とした金額となる。

ア 弁護士側の事情により、弁護士が交代することになった場合の引継に関わる時間は含まれない。

イ 弁護士側の事情により、複数の弁護士が共同で受任する場合、弁護士同士の打合せや連絡等、弁護士1名が執務した場合に不要な時間は含まれない。

### 2 執務時間について

(1) 依頼者及び保険会社等は処理対象となる事件について、弁護士が平均的な能力・経験を有していると信頼していることに鑑み、事件処理について弁護士が通常必要とするであろう時間を計上すべきである。したがって、現実に時間がかかった場合であっても弁護士の能力・経験不足や処理方法の誤りによってかかった時間については計上すべきではない。

ア 弁護士のミスにより書面等に訂正が必要となった場合、訂正にかかる時間は含まない。

イ 裁判例や文献の調査については、平均的な能力・経験を有する弁護士が事件の処

理のために特に調査を必要とするもののみ認められ、依頼者又は保険会社から求めがあった場合には、調査した裁判例や文献等の資料又は成果物（報告書・意見書・準備書面等）を提出して必要性を疎明しなければならない。

(2) 特段の事情がない限り、1分単位（秒単位切捨て）としなければならない。

3 着手金・報酬金方式との併用について（弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準第1条第1項(2)及び(3)関係）

(1) 時間制報酬方式と着手金・報酬金方式は併用できない。

(2) 併用が禁じられる単位は「同一事故」であり、例えば委任契約書第1項の①～⑤について、②民事保全事件を時間制報酬方式とし、①損害賠償請求訴訟事件を着手金・報酬金方式とすることも認められない。

(3) 同一事故において複数の被害者から委任を受けた場合、着手金・報酬金方式と時間制報酬方式を併用することは認められない。

(4) 手数料方式との併用は原則として認められない。ただし、受任時には調査事件として手数料方式をとり、調査の完了後に改めて時間制報酬方式とすることは認められる。

4 保険金の目安について（弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準第2条第5項関係）

(1) 保険会社に対しては、毎月1回、1か月の執務時間の積算分に1分当たりの時間報酬単価を乗じて算出した報酬金（1円未満切捨て）を請求すること。

(2) 1時間当たりの保険金額について金2万円（消費税別途）を原則としており、これを超える金額を請求する場合は、超える部分については依頼者の負担となる可能性があるため、契約締結時に依頼者に十分説明するとともに保険会社と十分に協議しなければならない。

(3) 1事件（受任から解決までを1事件とする。依頼者が同一の場合、物損と人損はまとめて1事件とする。）当たりの保険金額の上限は、金60万円（消費税別途）を上限の目安としており、これを超える金額を請求する場合は、超える部分については依頼者の負担となる可能性があるため、契約締結時に依頼者に十分説明するとともに保険会社と十分に協議しなければならない。

(4) 同一事故において複数の被害者から委任を受けた場合、(2)の上限の目安は被害者毎に適用される。なお、業務が複数の被害者に共通のものであるときには、被害者のいずれか1名の業務にしか計上できない。

5 執務内容の報告について（弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準第2条第5項関係）

(1) 保険会社に対する毎月1回の割合による報告は厳守しなければならない。

(2) 累計執務時間が20時間（又は累計報酬金額40万円（消費税別途））に達した場合は、累計執務時間30時間（又は累計報酬金額60万円（消費税別途））以下にて事件が終了する見込みである場合を除き、依頼者及び保険会社に「累計執務時間見込みに関する報告書」（書式G-3）を提出の上、累計執務時間が30時間（又は累計報酬金額60万円（消費税別途））を超えることについての合理性並びに今後の事件の処理方針及び解決についての見込みを説明しなければならない。

累計執務時間が20時間（又は累計報酬金額40万円（消費税別途））に達した時点で

は超過する可能性はなかったがその後超過する可能性が生じた場合も同様とする。

なお、説明をしたことにより直ちに保険金が支払われるわけではなく、累計執務時間が 30 時間（又は累計報酬金額 60 万円（消費税別途））を超えることについての合理性が認められない場合は保険金の支払いを受けられない場合がある。

(3) 記載する執務内容については記載例（53頁以下）程度には詳しく書かなければならない。

附 則

この留意事項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

前文及び第 1 項から第 5 項の改正は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

前文及び第 3 項から第 4 項の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。